

【商品概要説明書】

株式会社 筑邦銀行

平成 25 年 4 月 1 日現在

項 目	内 容
1 商品名	・ 期日指定定期預金（すえひろ）
2 ご利用いただける方	・ 個人
3 期間	・ 3 年以内（据置期間 1 年） ただし、1 年経過後は満期日を指定することができます
4 お預け入れ方法 （1）お預け入れ方法 （2）お預け入れ金額 （3）お預け入れ単位	・ 一括預入 ・ 100 円以上 300 万円未満 ・ 1 円
5 払戻方法	・ 満期日の指定 据置期間（1 年）経過後、事前（1 か月前まで）に任意の日を満期日に指定することができます 満期日の指定がない場合は、最長預入期間（3 年）を満期日とします ・ 一部支払 据置期間（1 年）経過後、当初預入金額の一部について満期日の指定をすることにより元金の一部（1 万円以上）を支払うことができます
6 利息 （1）適用利率 （2）利払い方法 （3）計算方法 （4）課税方法 （5）金利情報	1 年経過後に満期支払 1 年間を「1 年」の利率で年利計算し、利息を元加した金額について残り日数を「1 年」の利率で日割り計算する 2 年経過後に満期支払 1 年ごとに「2 年」の利率で年利の複利計算し、残り日数を「2 年」の利率で日割計算する 最長預入期限（3 年）に満期支払 1 年ごとに「2 年」の利率で年利の複利計算をする ・ 満期日以降に一括して支払います 一部支払の場合は、一部支払時に一部支払元金分の利息を支払います ・ 付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする片端入れの日割計算、かつ 1 年の複利計算 ・ 利息の 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）が源泉分離課税されます ・ 金利については窓口にお問い合わせください
7 手数料	・ 不要です
8 付加できる特約事項	・ 少額貯蓄非課税制度の対象となるお客さまはマル優の取扱いができます
9 中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します 6 か未満 解約日の普通預金利率 6 か月以上 1 年未満 約定利率 × 40%

	<p>1年以上1年6か月未満 約定利率×50%</p> <p>1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</p> <p>2年以上2年6か月未満 約定利率×70%</p> <p>2年6か月以上3年未満 約定利率×90%</p>
10 当行が契約している 指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
11 その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・この預金は、預金保険制度の対象商品です 当行預金1人あたり元本1,000万円までとその利息が保護されます

